

令和7年第12回野洲市農業委員会総会議事録

令和7年12月12日 午前9時30分より中主防災センター2階防災研修室において、令和7年第12回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

委員

1番 野洲 秀一
2番 針本 一春
4番 井上 輝子
6番 橋本 高明
7番 森 恒仁
8番 田中 靖志
9番 角出 昇
10番 北浦 一宏
11番 木村 二郎
12番 市木 和雄
13番 米澤 博
14番 井狩 憲一
15番 辻 美智子
16番 島村 平治
17番 清水 稔
18番 山本 芳隆
19番 岩井 正男
21番 川東 静佳
22番 石塚 健一
23番 小森 喜一
24番 廣瀬 久雄
25番 山田 富男
26番 立入 三千男

欠席委員

3番 北中 良夫
5番 中濱 佳久
20番 青木 章

会議に参与したる職員

農業委員会 事務局長 西野 智
事務局次長 荒川 博志
臨時職員 苗村 守

議長 (会長)

それでは、只今から、令和7年第12回農業委員会総会を開会します。
日程に入るに先立ち、報告を行います。

本日の出席委員は23名であります。
欠席は第3番 北中委員、第5番 中濱委員、第20番 青木委員であります。

これより、日程に入ります。
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第9番 角出委員、第10番 北浦委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これに
ご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第37号から議第38号の2議案を順次上程します。
先ず、議第37号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて
を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、議第37号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は2件でございます。議案書の1ページをご覧ください。

1件目、資料は別紙Aの1ページから4ページでございます。

高木 字 橋ノ内 ●●●●番、登記地目 田・現況地目 雜種地、面積 307m²について、申請人 ●●●● 氏から、自己用倉庫兼駐車場のために申請があったものです。

申請者は、令和7年4月9日相続により申請地を所有し、自己所有地の整理のために調査をされたところ、申請地である土地において、先代が農地転用を行われず自己用倉庫を建て駐車場として利用していたことがわかったことから、今回の申請をされたものです。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの2ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で着色している1筆です。

別紙Aの3ページの土地利用計画図及び4ページの横断図をご覧ください。

申請地は赤線で囲んでいる部分であり、周囲の北側には市道、南側には水路、東側、西側には宅地が隣接しています。

次に2件目、資料は別紙Aの5ページから8ページでございます。

市三宅 字 北出屋敷●●●●番●、登記地目 畑・現況地目 雜種地、面積 544m²について、申請人 ●●●● 氏から、自己用倉庫及び駐車場のために申請があったものです。申請者は、令和6年1月22日相続により申請地を所有し、自己所有地の整理のために調査をされたところ、申請地である土地において、先代が農地転用を行われず自己用倉庫を建て駐車場として利用していたことがわかったことから、今回の申請をされたものです。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの6ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で着色している1筆です。

別紙Aの7ページの土地利用計画図及び8ページの横断図をご覧ください。

申請地は赤線で囲んでいる部分であり、周囲の北側及び西側には市道、東側には水路、南側に自己所有地が隣接しています。

事務局からの説明は以上です。

議長（会長）

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第23番 小森 委員お願いします。

小森委員

23番 小森です。

高木 の 案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、申請人は、申請地を相続されています。

今回、相続しました自己所有地の整理のために調査したところ、先代が農地転用を行わず自己用倉庫を建て駐車場として利用していたことが分かったようです。

このことにつきましては、十分な用地調査を行わず工事を行ったことについて深く反省されているところです。

今後このようなことのないよう留意し、利用してきたことについてのお詫びと、今後は法令を遵守する旨の顛末書を添付して申請されています。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長（会長）

第3番 北中委員におかれましては本日欠席されておりますので、本職よりご説明いたします。

市三宅の案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおりであり、申請人は、申請地を相続されています。

今回、相続しました自己所有地の整理のために調査したところ、先代が農地転用を行わず自己用倉庫を建て駐車場として利用していたことが分かったようです。

このことにつきましては、十分な用地調査を行わず工事を行ったことについて深く反省されているところです。

今後このようなことのないよう留意し、利用してきたことについてのお詫びと、今後は法令を遵守する旨の顛末書を添付して申請されています。
皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

田中委員

2つの案件とも同様ですが、現在駐車場として使用されているのか。
また、2点目の図面に記載されている黒色の破線は何か。

事務局

今後駐車場として利用したい申請をされたものです。
図面に記載の黒色の破線については果樹などの草地です。

田中委員

現状の建物やほかの土地は説明で分かりましたが、現地に盛土の様な図示がされているが。

事務局

現地の土を掘った盛土となっています。

田中委員

現状の盛土は、用地内で処分されるのか。

事務局

申請地の現状が全体に高低差があることから、整地をされる状況であるので、駐車場としての利用されるものです。

議長（会長）

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第37号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第37号は、許可することに決定いたしました。

次に、議第38号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議第38号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、ご説明いたします。

案件は2件です。議案書の2ページをご覧ください。

1件目、資料は別紙Aの9ページから11ページでございます。

富波 字 伊庭前甲●●●●番●、登記地目 田、現況地目 畑、面積 534 m²、について、
貸人 ●●●● 氏と、借人 ●●●● 氏から、賃貸借契約に基づき、2026年1月1
日から3年間、仮称野洲市富波乙地先工業団地開発計画の造成工事に必要な工事関係者の
現場事務所及び駐車場として一時転用するため、賃貸借の申請があったものです。

別紙Aの9ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、農用地区域外農地と判断します。その他の項目についても記
載のとおりです。

別紙Aの10ページの位置図をご覧ください。

申請地は薄い赤色で着色している1筆です。

別紙Aの11ページの施設図面をご覧ください。

現場事務所及び駐車場とする部分については、原状回復しやすいよう、シートの上に碎石を
される予定です。隣接する田との境界には仮囲いのフェンスを設置し、場内からの排水は道
路側溝に排水を流されます。このように、耕作者等と調整した上で、隣接農地に排水が流入

しないよう配慮されているため、周囲に支障を及ぼすことはないものと判断できます。

次に2件目、資料は別紙Aの12ページから16ページでございます。

大篠原　字　出口●●●●番●、登記地目・現況地目ともに　田、面積　382m²について、
貸人　●●●●　氏と、借人　●●●●　氏、●●●●　氏とのあいだで、自己用住宅とする
ため、使用貸借の申請があったものです。

別紙Aの12ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、住宅の用に供する施設が連担している区域内にある第3種
農地　と判断します。

その他の項目についても記載のとおりです。

別紙Aの13ページの位置図をご覧ください。

申請地は赤色の着色部分です。

別紙Aの14ページの図面をご覧ください。

申請地の東側には里道水路をはさんで隣地の宅地及び農地、南側には貸人の住居、西側には
隣地の田、北側には用悪水路をはさんで市道があります。

別紙Aの15ページは横断図面です。現況地盤から盛り土を行い、周囲にL型擁壁及びコ
ンクリートブロックを設置し自己用住宅を建築されます。

事務局からの説明は以上です。

議長　(会長)

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第22番　石塚委員お願いします。

石塚委員

22番　石塚です。

富波甲の案件についてご説明いたします。

内容につきましては、事務局の説明どおりでございます。

富波乙地先工業団地開発計画の造成工事に際して、借人であるに●●●●　氏が工事関係
者の現場事務所及び駐車場を確保するため、貸人との協議を経て、令和8年1月から3年間、
申請地を一時転用しようとするものです。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 (会長)

第25番 山田委員お願いします。

山田委員

25番 山田です。

大篠原の案件についてご説明いたします。

詳細については事務局からの説明があったとおりです。

借人の●●●● 氏と●●●● 氏は、自己用戸建て住宅を建設できる用地を市内で探し
ておられたところ、親である貸人の●●●● 氏が所有する農地が適地と考えられ、今回の
申請に至っております。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 (会長)

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第38号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第38号は許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に入ります。

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とし
ます。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、「報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」
をご説明いたします。

議案書の3ページから11ページをご覧ください。

案件は36件で資料は別紙Aの17ページから19ページでございます。

市三宅 字 開米●●●●番、登記地目・現況地目とも 畑、面積 320m²

市三宅 字 開米●●●●番●、登記地目・田、現況地目 畑、面積 39m²

合計359m²について、貸人 ●●●● 氏、借人 ●●●● 氏とのあいだで、宿泊施設の建設とするため、賃貸借の届出があったものです。

別紙Aの17ページをご覧ください。

以下、同様に案件2から案件9は、貸人が異なる案件ではございますが、一連の転用の目的の届出のため説明を省略させて頂いてよろしいでしょうか。

(異議なし)

次に、案件10件以降の届出でございます。

資料は別紙Aの18ページから19ページをご覧ください。

妙光寺 字 大行司●●●●番、登記地目・現況地目とも 田、面積 1236m²

妙光寺 字 塚之越●●●●番、登記地目・現況地目とも 畑、面積 69m²

妙光寺 字 塚之越●●●●番、登記地目・現況地目とも 畑、面積 66m²

合計1371m²について、貸人 ●●●● 氏、借人 ●●●● 氏とのあいだで、埋蔵文化財本掘調査とするため、農地の一時転用による使用貸借の届出があったものです。

以下、同様に案件11から案件36は、貸人が異なる案件ではございますが、一連の転用の目的での届出のためご説明を省略させていただいてよろしいでしょうか。

事務局からの説明は以上です。

議長 (会長)

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

第13番 米澤委員。

米澤委員

図面表示について質問ですが、農地法第5条第1項第6号農地転用の届出で、別添図面表示が区域全体図の表示されているなかで、申請農地のみでの確認か。

事務局

申請者が開発区域全体の表示した図面であって、申請地農地はその一部分であります。

議長（会長）

他にご質疑はございませんか。

（挙手なし）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第15号 農地法第5条第1項の規定による申請の報告についてを議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

それでは、報告第15号 農地法第5条第1項の規定による申請についてをご報告いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

先月の11月総会、議題35号 で農地法第5条第1項の規定による申請について審議保留となっていました案件におきまして、令和7年12月1日に、申請者より取下げ願いが提出されたことにより、これ以上審議は行わないことを報告します。

なお、先月の意見委員の説明の中で、1筆の農地の一部を転用する場合、分筆しなくてもよいのかとの意見がございました。

事務局で確認しましたところ、「申請地の位置及び面積が明らかとなっている場合には、1筆の農地の一部のみの農地転用であっても許可は可能である。また、許可基準上、事前に分筆をすることは、許可の要件となっていないため、事前に分筆する必要もない。ただし、分筆をせずに、農地の一部を転用した場合、同一の土地に複数の地目を設定できないことから、許可後の登記申請に際して支障が生じることを、後のトラブル防止の観点から、申請者に説明することが望ましい」との事務運用に記載されておりましたのでご報告いたします。

事務局からの説明は以上となります。

議長（会長）

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。
以上をもちまして、令和7年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10:10